

企画総務委員会
令和7年11月28日

墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| (給料) 第2条 常勤の監査委員の給料は、月額 <u>67</u> 万3,000円とする。 | [同左] 第2条 常勤の監査委員の給料は、月額 <u>65</u> 万2,000円とする。 |

付 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。